

(仮称)逗子市個人情報の保護に関する条例(案)の概要

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の逗子市個人情報保護条例を廃止し、新たに逗子市個人情報の保護に関する条例を制定することが必要となりました。

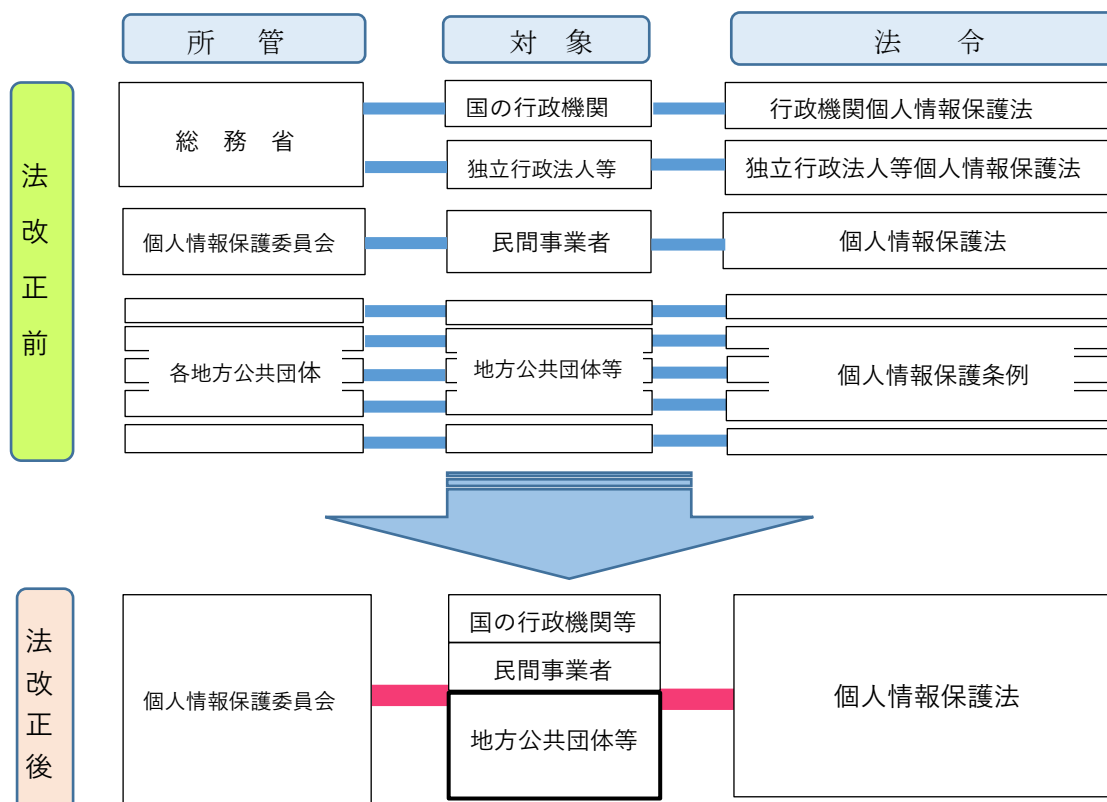
その条例制定にあたり市の基本的な考え方（条例骨子案）について市民の皆様からのご意見を募集します。

<制定の経緯>

2021年（令和3年）5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）が公布されたことにより、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、従来からの行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールの適用を受けることとなります。この共通ルールの解釈運用については、個人情報保護委員会が一元的に所管することとされています。

また、法改正によってすべての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとされました。

これを受けて、本市では、条例の各規定について条例で定めることが法律上許容されている事項を整理し、新たな条例を制定します。



改正法で定められた全国共通ルールに基づき、地方公共団体が条例で定めることが法律上許容されている事項は、次の事項となります。

- ① 本人開示請求における手数料について
- ② 条例要配慮個人情報を定めることについて
- ③ 個人情報事務登録簿の作成、公表に係る事項について
- ④ 本人開示請求における不開示情報の範囲について
- ⑤ 開示決定の期限について
- ⑥ 訂正決定等の期限及び保有個人情報の開示を訂正請求の要件としないことについて
- ⑦ 個人情報保護委員（救済機関）の設置について
- ⑧ 審議会への諮問について

市の基本的な考え方(条例骨子案)

① 本人開示請求における手数料について

現行条例において、開示に係る手数料については、保有個人情報の開示請求等の権利を保障することで公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的としていることから無料としています。

こうした経緯を踏まえると、法改正後も従来どおり手数料は徴収せず、実費のみ（コピー料、郵送料等）を徴収することとします。

② 条例要配慮個人情報を定めることについて

改正法においては、地域の特性その他の事情に応じ、条例要配慮個人情報として規定することができるかとされていますが、本市の実情から特段、法と異なる要配慮個人情報を設ける事情が認められないことから、現状では本市独自で追加する予定はありません。

今後、本市における新たな施策や社会状況の変化により、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じる事のないよう情報収集等遺漏のないよう努めてまいります。

③ 個人情報事務登録簿の作成、公表に係る事項について

現行条例では、個人情報事務登録簿について、市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関に対し備え付けなければならないこととしています。

法改正後は、「個人情報ファイル簿」の作成、公表が義務付けられることとなりますが、個人情報ファイル簿では、対象が 1,000 人に満たないファイルは作成対象外となること等から、すべての個人情報について作成される個人情報事務登録簿を従来どおり作成し公表します。

④ 本人開示請求における不開示情報の範囲について

改正法に規定する本人開示請求の不開示情報の範囲と、情報公開条例の非公開情報に差異があった場合、一定の条件のもと条例に定めることにより整合を図ることを可能としています。

改正法と逗子市情報公開条例との対比の結果、不開示理由の表現が明確に合致していても、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新条例に定める不開示情報はありません。

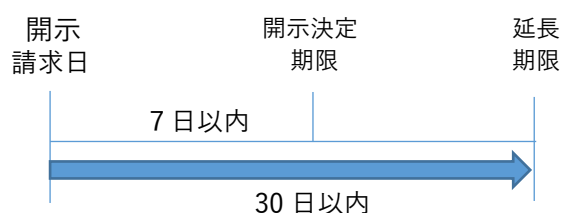
⑤ 開示決定の期限について

改正法では、開示決定の期限について、開示請求があった日から30日以内とし、延長については30日以内に限り可能としています（合計60日）。

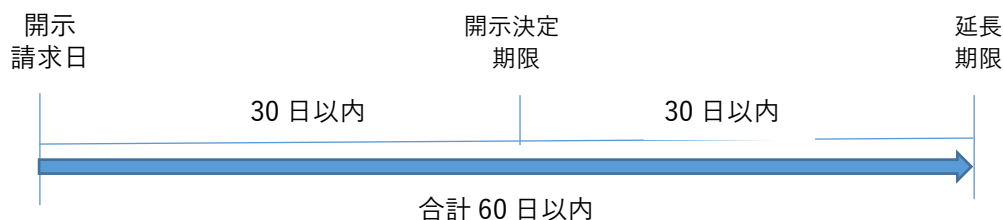
期限を改正法に合わせて延ばすことは、制度の後退と考えられるため、現行の「請求があった日から起算して7日以内」と同様の期限を維持します。

また、延長についても、現行の「請求があった日から起算して30日を超えない範囲」と同様の期限を維持します。

【現行：個人情報保護条例】



【改正法】



⑥ 訂正決定等の期限及び保有個人情報の開示を訂正請求の要件としないことについて

期限については、開示決定と同様に改正法に合わせて延ばすことが制度の後退となると考えられるため、訂正決定等を行う期限については、現行の「請求があった日から起算して15日以内」と同様の期限とします。やむを得ず期限の延長をする場合も、現行の「請

求があった日から起算して45日を超えない範囲」と同様の期限を維持します。

また、訂正請求については現行どおり、自己情報開示を要件としないこととします。

⑦ 個人情報保護委員（救済機関）の設置について

現行の救済機関については、公正かつ簡易迅速な救済を図ることを目的に、独任制の救済機関として個人情報保護委員を設置し、請求者から直接に不服の申出を受けてその救済に当たらせるものであり本市独特の制度です。

また、本制度では、開示等に対する苦情相談も受けており、それにより不服の申出に至る案件が、長年に渡りほとんど発生していないことから、有効な制度であると考えているため、現行の救済機関を維持し、簡易迅速な救済措置を実施します。

⑧ 審議会への諮問について

改正法では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨規定されています。

今後も個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、個人情報保護運営審議会に諮問することができる旨規定します。

条例の制定及び施行予定日

本パブリック・コメント（8月16日～9月15日）の終了後、市議会（第4回定例会）の審議・議決を経て、制定されます。

施行日は、令和5年4月1日の予定です。

参考資料

- ・個人情報保護制度見直しの全体像
(個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>より抜粋)